（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　（略）

十二・十三　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

十四～十六　（略）

十七　（略）

十八・十九　（略）

二十　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

二十一～二十三　（略）

二十四　直轄工事の入札に係る建設業者、測量業者、建設コンサルタント及び地質調査業者（第三十五条において「建設業者等」という。）の資格の審査に関すること。

二十五～三十七　（略）

三十八　（略）

三十九～四十一　（略）

四十二　（略）

四十三・四十四　（略）

四十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

四十六～五十一　（略）

五十二～五十四　（略）

五十五～五十七　（略）

（事業振興部の所掌事務）

第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十の二　（略）

十一・十二　（略）

十三　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。

十四　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。

十五　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。

十六　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。

十六の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

十七～十九　（略）

十九の二　（略）

二十・二十の二　（略）

（新設）

二十一～二十三　（略）

二十四　直轄工事の入札に係る建設業者、測量業者、建設コンサルタント及び地質調査業者（第四十二号並びに第三十五条及び第三十九条において「建設業者等」という。）の資格の審査に関すること。

二十五～三十七　（略）

三十七の二　（略）

三十八～四十　（略）

四十の二　（略）

四十一・四十一の二　（略）

四十二　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

四十三～四十八　（略）

四十八の二～四十八の四　（略）

四十九～五十一　（略）